しずおか民家活用推進協議会

令和2年度　定期総会説明資料

（20200718）

総会次第

１　開会
２　あいさつ
３　本日の進め方
４　議事
　１）第1号議案　令和元年度　事業報告・決算
　２）第2号議案　規約について
　３）第3号議案　令和2年度　事業計画・予算
　４）その他

５　講話
　木下勇先生　（本協議会副会長、大妻女子大学教授、前千葉大学教授）
　　「民家のくらし、蒲原のくらし」
６　会員実績報告
　１）静岡市清水区蒲原・燕の宿（大沢康正さん）
　２）静岡市葵区・城北公園カフェ（杉山智之さん）
　３）静岡市清水区由比古民家手打そば由のや（松永和廣さん）
　４）伊豆石の建物保存（伊豆石文化探究会・剣持さん）
７　閉会

＜第1号議案＞令和元年度事業報告・決算

1　情報共有・発信

(1)ホームページの作成

会員に対する会の活動状況の報告、空き家・民家の保存活用に係る情報提供を行い、また会員外に対しても会の活動を広くアピールするために開設し、内容の充実を図っている。

(2)“しずみん通信”

会員実績紹介など相互のコミュニケーション情報の提供、民家レスキュー情報など民家保存活用に係る先行的提供などを、概ね2か月に1回発行している。

２　民家にかかる活用方策の調査・研究

⑴助成事業等

・令和元年度国土交通省空き家対策担い手連携事業、及び三井物産環境基金に応募したが、残念ながら不採択であった。

・住宅局ハウジング＆コミュニティ財団事業にかかる成果発表資料作成、発表会への参加などを行った。

2019年　9　月　23　日

三井物産株式会社
三井物産環境基金事務局　御中

申請団体所在地
申請団体（商号又は名称）
団体代表者名　印

三井物産環境基金　『2019年度　活動助成』申請書（表紙）

下記のとおり三井物産環境基金『2019年度　活動助成』申請書類を送付致します。

記

案件名		空き家をゴミにしない地域社会システムの構築
申請団体名		特定非営利活動法人くらしまち継承機構
申請代表者	フリガナ 氏名	イトウ　ヨウゾウ 伊藤　光造
	所属	特定非営利活動法人くらしまち継承機構
	役職	理事長
	連絡先	TEL：090-7910-6543
		FAX：055-955-9030
		E-Mail：omikan@cy.tnc.ne.jp

以　上

※提出資料に不足がある場合には、申請を受け付けません。
必ず、募集要項及びFAQをご覧の上、ご提出をお願いいたします。

（様式１）

令和元　年　6　月　18　日

国土交通省住宅局長　殿

応募者）〒420-0831
住所　静岡市葵区水落町5番5号
電話番号 054-270-6535
団体名　特定非営利活動法人
くらしまち継承機構
代表者　理事長　伊藤　光造

空き家対策の担い手強化・連携モデル事業に係る応募書類の提出について

標記について、別添のとおり応募書類を提出します。

事業実施責任者）所属組織名　特定非営利活動法人
くらしまち継承機構
役職　理事
氏名　塩見　寛
〒　410-0831
住所　沼津市市場町12-1-601
電話番号 090-7910-6543
ＦＡＸ　055-955-9030
Ｅ－mail omikan@cy.tnc.ne.jp

連携先地方公共団体担当者）団体名　静岡市
部署名　都市局 建築部 住宅政策課
氏名　空き家対策係長　渡邊 章浩

⑵事例収集

・静岡県内外の空き家活用・民家保存事例を収集した。

・その一部はHPに掲載しお知らせした。

むかし田舎体験 水車むら
沼津市 スキマcinema 空き家で映画
松崎町の旧依田四郎邸でカフェをオープン

3　民家活用の活動・事業の実施

⑴由比F邸活用事業

2016年から関わってきており、当年度は2回「ふれあいカフェ」を行った。

また今後についてオーナーと継続使用・改修について相談した。

⑵蒲原民家活用への協力

「木下邸を楽しむ会」など主催の民家活用プログラムに協力した。また地区内ゲストハウス「燕の宿」、醤油蔵クラウドファンディングに協力した。

⑶“しずみん楽座”IN　折戸の開催

清水区折戸S邸で民家活用イベントを実施。落語講座、建築見学会、“しずみんマルシェ”等を開催。約500人が参加。

春風亭柳朝師匠・落語高座

ご当主のあいさつ

“しずみんマルシェ

⑷松崎I邸活用プロジェクト

松崎町海水浴場直近I邸の活用依頼を受け、役員等で視察を実施。その後本年2月、ヤングシズミン主体で現地WS開催など保存活用策を検討中。

20190920　松崎１邸視察

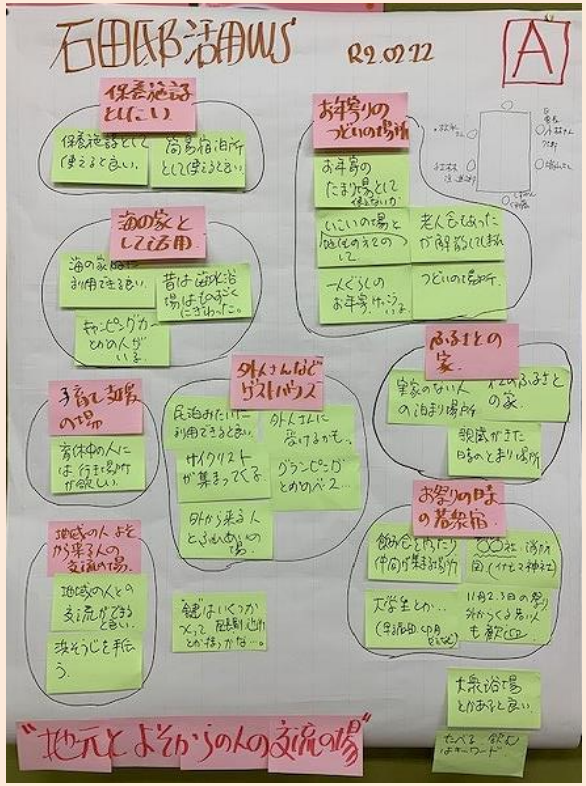

⑸その他の活用プロジェクト

・上清水の家活用プロジェクトは経過観察中。

・清水辻地区ゲストハウス協力要請あり

・プロジェクト・全国渡り鳥生活倶楽部㈱さんより協力要請あり。

・最近静岡葵区吉津O邸活用検討中。

上清水の家

静岡吉津O邸

⑹空き家民家活用相談事業

8月、10月、11月の3回開催

20190817 “由比ふれあいカフェ”

20191123 “しずみん楽座”

民家空き家相談（無料）

<担当>

伊藤光造（全般、まちづくり）

塩見寛（文化財）

杉山智之（建築・設計）

その他専門家が応対します。

４　会員の研修･親睦に係る事業

⑴丹波篠山視察研修（20190712-13）

Ｈ＆Ｃ財団　報告会（京都）参加

篠山市　集落丸山視察

篠山市　中心部、街並み視察

⑵松崎街並
･民家視察研修
（20190920）

伊豆新聞

令和元年（2019年）8月21日（水曜日）日刊

国・過疎地域自立活性化優良事例

蔵ら（松崎）が最高賞

高齢者に活躍の場提供

河津桜まちづくり中学生会議

宝にするアイデアは

17人が意見発表

２　決算会計報告

◎2019年度会計報告（令和元年6月1日～令和２年5月31日）

貸借対照表　　（単位：円）

＜科目＞	金額	＜科目＞	金額
資産の部		負債の部	
ゆうちょ銀行	108,001	預り金	6,000
現金	64,318		
預り金	6,000	純資産の部	
		当期増減額	172,319
資産合計	178,319	負債・純資産合計	178,319

収支計算書　　（単位：円）

＜収入＞	金額	＜支出＞	金額
会費	302,000	総会	43,018
		しずみん通信	0
		HP作成管理	30,000
		活用事業	50,084
利子	1	その他	6,580
		次期繰越金	172,319
計	302,001	計	302,001

監査報告

会計帳簿、収支決算書等につきまして、帳簿並びに関係証票書類に基づき監査の結果、会計基準等に則り適正に処理されているものと認めます。

令和 2年 7月 4日　　監査 本田 弘哉

第2号議案　規約改正・役員

＜第１号議案＞　幹事交替

しずおか民家活用推進協議会規約（案）

20190415

（名称）　第１条　本会は、「しずおか民家活用推進協議会」（以下「本協議会」という。）と称する。

（事務所）第２条　本協議会は、事務所を静岡市に置く。

（目的）　第３条　本協議会は静岡県内を対象に、民家※・空き家の保全活用、街並み景観の修景保全に係る活動を推進し、地域の価値向上や活性化を図ることを目的とする。

※民家：地域の素材や技術により建造され維持されてきている住宅等

（活動）　第４条　本協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

⑴民家の保存活用にかかる情報共有、発信
⑵民家にかかる活用方策の調査・研究
⑶民家活用の活動・事業の実施
⑷会員の研修・親睦に係る事業
⑸その他民家活用に係る事業

（会員）　第５条　本協議会の会員は、次のものにより構成される。

⑴会員　本会の主旨に賛同する個人・法人等
⑵準会員　本会の主旨に賛同する学生等
⑶賛助会員　本会の主旨に賛同する個人・法人等

（会費）　第6条　会員は、本規定において定めるところにより、会費を納入しなければならない。

⑴会員の年会費は、個人は2,000円、法人は10,000円とし毎年度当初に徴収する。
⑵準会員の会費は無料とする。
⑶賛助会員の年会費は、10,000円以上とし、毎年度当初に徴収する。

（役員とその職務）

第7条　本協議会に次の役員を置き、各々の職務を行う。

⑴会長　１名　：協議会を代表し、会務を統括する。
⑵副会長　１名　：会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

⑶幹事　　若干名：本会の運営方針の検討、主な事業実施に携わる。
⑷会計　　１名　：本会の出納に関する業務を処理する。
⑸監事　　１名　：本会の会計事務を監査する。

（役員、役員会）

第 8条　会長・副会長は総会において選任する。幹事・会計・監事は会長が指名し総会で確認する。本会の運営にかかる主要事項検討のため役員会を開催する。役員会には会長・副会長、幹事が出席する。

（事務局）第 9 条　本会の事務を処理するために、事務局を置き、事務局長がこれを担う。

（総会）　第 10 条 総会は、年 1 回以上開催し、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員の選出その他必要な事項を審議する。

２総会は、会員をもって構成し、その過半数の出席を得て開催する。

３総会は、会長が招集し会長が議長となる。議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会計年度）第 11 条協議会の会計年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までとする。

＜附 則＞

１　この規約は、令和元年 6 月 30 日から施行する。

２　協議会設立時の役員の任期は、令和 2 年 5 月 31 日までとする。

３　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、総会の承認を得て、別に定める。

＜付則に基づき別に定めるもの＞（令和元年 6 月 30 日）（案）

１　事務局を㈲松永和廣設計事務所（〒424-0012 静岡県静岡市清水区下野西 4 番 5 号）におく

２　会の略称を“しずみん”という。

案（３　年度途中の入会の場合、会費は半期以降は半額とする。）

役員構成（案）

⑴会長　　伊藤光造
⑵副会長　木下勇　　塩見寛
⑶幹事　情報担当　杉山智之
　　調査研究担当　塩見寛
　　活動・事業担当　稲葉穣
　　松永和廣 秋山浩史
　　親睦研修担当　小長谷敦史

　　東部担当　森勲
　　西部担当　山内秀彦
⑷会計　松永達哉
⑸監事　本田弘哉
⑹顧問　天野光一　児玉善郎
　　後藤治　林泰義

＜第3号議案＞　令和２年度事業計画

１　民家の保存活用にかかる情報共有、発信

⑴ホームページの作成

・HPの継続、充実を図る。

⑵“しずみん通信”（メルマガ）の発行

・民家レスキュー速報、会員実績紹介など、概ね2か月に1回発行する。

２　民家にかかる活用方策の調査・研究

⑴助成事業等他

・国土交通省空き家担い手連携モデル事業への応募。同人生100年住環境整備モデル事業への応募。

・その他事例収集など自主活動の実施。

３　民家活用の活動・事業の実施

⑴由比F邸活用事業

・2016年から関わってきており、実験カフェの実施、改修・改修事業の準備を進める。

⑵蒲原民家活用プロジェクト

・「木下邸を楽しむ会」など主催の民家活用プログラムに協力する。

⑶“しずみん楽座”IN　折戸の開催

・清水区折戸S邸で民家活用イベントを地元主催に軸を移して実施。（コロナの様子を勘案する。）

⑷松崎I邸活用プロジェクト他

・ヤングシズミン主体で改修・活用計画を策定し、事業化を図る。

⑸静岡吉津O邸プロジェクト

・放置竹林対策グループと強調し改修・活用事業を進める

⑹その他の活用プロジェクト

・上清水の家活用プロジェクトの検討推進。

・清水辻地区ゲストハウスへ、全国渡り鳥生活倶楽部㈱等のプロジェクトへの協力。

⑺空き家活用相談事業

・上記イベントに合わせて実施する。

４　会員の研修・親睦に係る事業・

・高知丸亀市さぬキッズコムシアター、大阪市チュラキューブみんな食堂

５　その他事業

２　予算案

◎2020年度予算

（令和2年6月1日～令和3年5月31日）

収支計算書　　（単位：円）

＜収入＞	金額	＜支出＞	金額
会費	300,000	総会	30,000
助成金	ー	しずみん通信	20,000
前年度繰越	172,319	HP作成経費	30,000
ー		活用事業 ・由比F邸　50,000ー ・折戸S邸　50,000ー ・松崎I邸　80,000ー ・静岡吉津O邸 80,000- ・その他80,000ー	340,000
利子	1	その他	52,320
計	472,320	計	472,320